

町営住宅と特定公共賃貸住宅の家賃算定方法



【所得月額算定方法】

- ① 申込者(世帯)全員の年間所得額を対象とします。
- ② 個別の特別控除に該当する方の所得からそれぞれ差し引き合計します。(該当しない場合はそのままです。)
- ③ 一般控除及びその他の特別控除の合計を②の金額から差し引いたものを12で割り、所得月額を算出します。

【①②③の計算式】

$$\frac{[(\text{年間総所得金額} - \text{個別の特別控除}) - (\text{一般控除} + \text{その他の特別控除})]}{12} = \text{1月当り所得金額(小数点以下切捨)}$$

【②③の年間総所得から差し引く各種控除額表】

区分	控除名	控除対象者	控除額
一般控除	同居者控除	申込家族のうち申込者以外の方	1人につき 38万円
	別居の扶養親族控除	同居親族以外の方で、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	
個別の特別控除	寡婦控除	夫と死別し若しくは離婚した後婚姻していない方(夫の生死が不明の方を含む)で、扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻していない方(夫の生死が不明の方を含む)で、合計所得金額が500万円以下の方	1人につき、その人の所得から 27万円
	寡夫控除	妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない方、又は、妻の生死が不明の方で、扶養する子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の方	
その他の特別控除	障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者があり、手帳などを交付されている方	1人につき 27万円
	(特別障害者控除)	(身障者手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第3項症、療育手帳AA、精神障害者福祉手帳1級等)	(1人につき 40万円)
	老年控除対象配偶者控除	一般控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	老人扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方	1人につき 10万円
	特定扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方(配偶者を除く)	1人につき 25万円

上記の計算式で算出した「所得月額」を次の表にあてはめてみてください。

【一般公営(町営)住宅】

月額所得額	入居資格の有無
214,000 円を超える	無
158,001 円以上 214,000 円以下	※裁量階層に該当すれば資格有
158,000 円以下	有

※入居資格のページで確認してください。

【特定公共賃貸住宅】

月額所得額	入居資格の有無
487,000 円を超える	無
158,001 円以上 487,000 円以下	有
158,000 円以下	無(※所得の上昇が見込まれる場合を除く)

※同居親族がある方に限ります。